

会員の処分公告（会員権停止）

以下の者について、当会会則第 47 条の規定に基づき会員の処分を行ったので公告します。

会員権停止 3 ヶ月

【被処分者】

氏名	支部	種別	登録番号	事務所名称 事務所所在地
井上 達也	川口支部	法人の 社員	13070526	社会保険労務士法人 Smart Brain 川口市小谷場 234-9 アレックス聖 101 号

処分をした年月日：令和 7 年 1 2 月 1 2 日

会員権停止期間：令和 7 年 1 2 月 1 3 日～令和 8 年 3 月 1 2 日（3 ヶ月）

処分理由：社会保険労務士法第 25 条の 30、同第 25 条の 36、

埼玉県社会保険労務士会会則第 42 条、同第 49 条第 2 項、

全国社会保険労務士会連合会会則第 47 条の 2、倫理研修規則第 3 条違反

※受講が義務付けられている倫理研修について、令和 6 年度倫理研修を以って
未受講が 2 年以上となること。

会員権停止 1 年

【被処分者】

氏名	支部	種別	登録番号	事務所名称 事務所所在地
西川 健治	大宮支部	勤務等	11080136	
小島 文雄 ※R8. 5. 31 登録抹消	所沢支部	開業	11040021	小島社会保険労務士事務所 狭山市鶴ノ木 11-13-201
岸田 昌彦 ※R7. 12. 31 登録抹消	所沢支部	勤務等	11010102	
柳澤 弘紀 ※R7. 12. 31 登録抹消	秩父支部	開業	11100059	柳澤弘紀社労士事務所 秩父市上宮地町 9-21

処分をした年月日：令和 7 年 1 2 月 1 2 日

会員権停止期間：令和 7 年 1 2 月 1 3 日～令和 8 年 1 2 月 1 2 日（1 年）

処分理由：社会保険労務士法第 25 条の 30、同第 25 条の 36、

埼玉県社会保険労務士会会則第 42 条、同第 49 条第 2 項、

全国社会保険労務士会連合会会則第 47 条の 2、倫理研修規則第 3 条違反

※受講が義務付けられている倫理研修について、令和 6 年度倫理研修を以って
未受講が 2 年以上となること。

令和 7 年 12 月 12 日
埼玉県社会保険労務士会
会長 澤田裕二